



## 調達に関する国立大学法人東京医科歯科大学の基本方針

国立大学法人東京医科歯科大学では、本学が負う社会的責任及び環境方針を指針とし、法令を遵守し高い倫理観をもって公平・公正な調達活動を通じて、基本理念である「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」を遂行します。

国立大学法人東京医科歯科大学  
財務部財務経理課

# 1. 本学における調達の基本方針

## 1. コンプライアンス

- 東京医科歯科大学は、不正な取引を排除し、社会規律、法令、学内規則等を遵守した調達を実現します。

## 2. 取引先選定の公平性

- 調達の相手方の選定については、透明性及び公平性を確保した競争を原則とし、競争によることが出来ない場合には、本学の規則に基づき厳格に調達の相手方を選定します。

## 3. 説明責任

- 東京医科歯科大学は、調達に関する情報を公開し、説明責任を果たします。

## 4. パートナーシップ

- 東京医科歯科大学は、調達の相手方と対等の立場で取引を行うとともに、相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

## 5. 環境配慮

- 東京医科歯科大学は、調達に際し環境に配慮します。

## 6. 経費節減

- 東京医科歯科大学は、調達の効率化などにより経費の節減を図ります。

## 2.内部統制とコンプライアンス

### 1. 関係法令の遵守

- (1) 調達を行うに当たり、関連する法律・規則を遵守し業務を遂行します。
- (2) 調達を通じて知り得た取引先等の機密情報・個人情報を守秘します。
- (3) 第三者の知的財産をなどの権利を侵害する調達は行いません。

### 2. 公平・公正

- (1) 調達を行うに当たっては、透明性及び公平性を確保した競争を原則とします。
- (2) 調達を行うに当たり競争により難しい場合は、本学規則に基づき厳正・厳格な選定を行います。
- (3) 調達の相手方については、仕様への提案、供給・製造・受託の能力、経営の安定性など合理的な基準に基づき公正に選定します。
- (4) 調達を行うに当たり競争または契約に疑義が生じた場合は、規則に則り適用の適否について審議し公平性を確保します。

## 2.内部統制とコンプライアンス

### 3. 社会的責任

- (1) 本学の運営は、国民の税金を原資とした公費や学生が納付する授業料等から賄われています。これらを念頭に透明性や公平性に努め社会的責任を果たすとともに、教育・研究・診療の発展に寄与します。
- (2) 全ての調達において、誠実な取引を実行します。
- (3) 調達を行う際に生じ得る利益相反に対して適切にマネジメントします。
- (4) 本学の環境マネジメントに基づき、環境に配慮した調達を推進します。

# 3.取引業者に遵守していただきたいこと

## 4. 取引

- (1) 1品または1件の金額が100万円を超える調達は、調達担当課から発注することになっており、教職員が直接発注することは認めていません。教職員から直接発注があった場合、また本来は1件の調達として取引できるものを、意図的な分割発注の依頼や分割納品の相談があった場合は、必ず調達担当課にご相談ください。
- (2) 公平性及び透明性を確保し競争性の高い調達を遂行するため、特定の取引業者が有利となるような仕様書の作成は行いません。
- (3) 取引に当たっては、仕様を十分に確認のうえ納品または受託ください。
- (4) 取引に当たっては、高品質で安価な調達が行えるよう協力ください。
- (5) 本学に納品する調達品は、環境に配慮したものを納品いただき、環境負荷の軽減にご協力ください。
- (6) 取引に当たっては、調達する内容に応じ、必要な法令を遵守ください。

# 3.取引業者に遵守していただきたいこと

## 5. 検収・検査

- (1) 本学が発注した取引については、納品時に必ず検収及び検査を受けるようお願いいたします。
- (2) 納品時の検査において不合格であった場合は、速やかに交換等を行ってください。

## 6. 研究不正の防止

- (1) 本学で取引を行う場合、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則」に基づき研究活動に係る取引について誓約書を提出していただきます。
- (2) 架空取引や架空請求による預け金、過年度納品に対する年度越えの請求、虚偽請求による納品の差替えなど、不正に研究費を支出させる行為は取引停止措置の処分対象となります。

# 3.取引業者に遵守していただきたいこと

## 7. 協力の依頼

- (1) 取引に当たり、談合・贈賄・癒着などの事実誤認となることのないよう協力願います。
- (2) 取引に当たり、本学職員から不当な要求行為があった場合、不正な行為を持ち掛けられた場合は、必要に応じ担当課にご相談、または通報願います。
- (3) 調達事務の合理化・効率化及び経費節減のために講ずる施策について、ご理解・ご協力をお願いします。

## 8. 情報の管理と提供

- (1) 取引において、本学の機密情報・個人情報扱う場合は、漏洩等のないよう適正かつ厳格な管理をお願いします。
- (2) 調達を検討する際の物品等の情報や研究不正等に係る取引についての情報の提供を依頼した場合は、ご協力をお願いします。

# 3.取引業者に遵守していただきたいこと

## 9. 取引停止

- (1) 本学において不正な取引を行ったと事実確認した場合は、規則に則り、取引停止の措置を講じます。
- (2) 本学以外の機関において、不正な取引等を行ったと事実確認された場合は、情状に応じ取引停止の措置を講じます。
- (3) 取引停止は、事実認定した区分に応じた期間をもって措置を講じます。当該期間における通常取引及び入札への参加は認められません。また、本学で講じられた取引停止の措置により、他の国立大学法人等において同様の措置が講じられることがあります。
- (4) 本学との取引において、第6の「誓約書」を提出しているにも関わらず、その対応を怠り若しくは遵守せず不正な取引の事実が認定された場合は、当該区分に応じた期間に更なる期間を加算することがあります。